



6 足監発第 1 4 6 2 号
令和 7 年 1 月 2 7 日

足立区議会議長 た だ 太 郎 様
足 立 区 長 近 藤 やよい 様
足 立 区 選 挙 管 理 委 員 会 様

足立区監査委員	初 谷	武 志
同	寺 口	正 治
同	くじらい	実
同	さ の	智恵子

令和 6 年度 定期監査（第三期）結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した
令和 6 年度定期監査（第三期）結果報告書を、同条第 9 項及び足立区監査基準
第 3 6 条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和 6 年度 定期監査（第三期）結果報告書

1 監査の対象事務

主として令和 5 年度の財務に関する事務及び事業の執行等

2 監査期間

令和 6 年 1 0 月 2 9 日から令和 7 年 1 月 2 7 日まで

3 監査の対象部課及び実施日

区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室及び選挙管理委員会事務局

詳細は別紙 1 「令和 6 年度 定期監査（第三期）対象・日程表」及び別紙
2 「令和 6 年度 定期監査（第三期）旅費・手当等監査対象課一覧表」のと
おり

4 監査の基本方針

地方自治法第199条第3項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 保険料納付延滞金の徴収等について

足立区国民健康保険、足立区後期高齢者医療、足立区介護保険（以下、「各保険」という。）は、区民が安心して日々の生活を送るうえでの重要な社会保障制度であり、安定的な運営にあたっては、各保険料の納付義務者が負担すべき保険料の確実な徴収は極めて重要であることは言うまでもない。そして、各保険料については納期限を定め、保険料の支払いが滞った際には、足立区国民健康保険条例では第22条、足立区後期高齢者医療に関する条例では第6条、足立区介護保険条例では第18条に基づいて、金利相当分ともいえる延滞金を徴収することが規定されている。さらに、「区長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない」とされ、延滞金の減免についても規定されている。

ところで、この各保険の保険料納付状況等を確認したところ、保険料納付が納期限後となった場合の延滞金の徴収が、各保険条例で定められたとおりに行われていないことが判明した。

保険料については、被保険者世帯等の所得の状況等を考慮した上で賦課決定が行われており、多くの保険料納付義務者は納期限までに保険料の支払いを行っている。保険料滞納時の金利相当分ともいえる延滞金を、減免等の手続きを経ずして徴収していないことは、納期限までに保険料を納付した納付義務者との期限の利益の公平性の観点から見ても不適切と言わざるを得ない。

また、保険料の還付が発生した際の還付加算金については、同様に区から還付の相手方に対する金利相当分ともいえ、区民にとってわかりやすい規定をもとに支払いをすべきものであるが、現状においては特に条例・規則等に定めがないうえ、支払いも行われておらず不適切な取扱い

といえる。

各保険において、延滞金及び還付加算金とも当然に徴収・支払いをなすべきものであり、実施に向けた検討を早急に行ったうえで適切に対応されたい。

なお、これまで足立区では延滞金の徴収を実務上適切に実施していなかったことが長期化していたことを踏まえ、法令・条例等に基づく正規の取扱いであっても延滞金を新たに課すこととなる場合には、区民の理解が十分に得られるよう事前の周知等に努める必要があり、また、還付加算金についても区民にとってわかりやすい条例・規則等の根拠の整備に努める必要があることを付言する。

〈国民健康保険課、高齢医療・年金課、介護保険課〉

イ 日本語教室活動を行う団体に対する補助金交付事務について

地域調整課（以下「所管課」という。）では、「足立区日本語教室補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、区内で日本語教室活動を行う団体（以下「団体」という。）に対し、日本語学習支援を推進するための活動に要した費用を補助する事業を実施している。交付要綱では補助金の交付に際し、交付申請書及び学習者名簿等の書類を提出させ、その書類を審査し、交付決定を行うこととしている。

この補助金交付に係る審査状況について監査したところ、次のような不適切な事務処理が確認された。

交付要綱第5条第4号では、補助金の交付申請に必要な書類として「学習者名簿（氏名・住所・国籍のわかるもの）」（以下「名簿」という。）が規定されている。これは、補助金の対象者とその効果を確認するために必要な項目であると所管課は説明をしている。しかしながら、所管課は、団体から提出された名簿に必要な項目としている氏名・住所の記載がないにもかかわらず、審査においてこれを看過し、補助金を交付していた。

このような事務処理は、補助金を交付すべき要件を欠いており、不適切であるといわざるを得ない。

今後このような事務の執行が繰り返されないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈地域調整課〉

ウ 行政財産目的外使用許可使用料の徴収について

足立区行政財産使用料条例（以下「条例」という。）第6条におい

て、「使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、区長等が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる」と規定している。

生涯学習支援課（以下「所管課」という。）の使用料徴収に係る事務について監査したところ、以下のような不適切な処理が認められた。

足立の花火実施会場における電波受信状況等改善のための機器設置にかかる行政財産目的外使用許可使用料について、使用開始する日（令和5年7月18日）までに徴収すべきところ、使用許可申請者より、使用開始までに納付することが難しい旨の申し出があった。それを受け、所管課の判断により、使用開始後となる令和5年7月21日を納期限と設定し通知を行い、使用開始後の令和5年7月20日に使用料が納付された。

使用料納期限を特別な理由なく使用開始日以降に設定し、徴収したことは、本条例に反するものである。確実な歳入確保の観点からも、今後、このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈生涯学習支援課〉

エ つり銭準備金について

中央図書館（以下「所管課」という。）では、利用者が必要に応じて図書館資料の複写ができるよう、令和5年4月1日から複写機3台をリース契約してその利用料を区の歳入として収納している。収納の際必要となるつり銭については、足立区会計事務規則（以下「規則」という。）第33条において「出納員は、歳入の収納について、つり銭又は両替金を必要とする場合においては、会計管理者の定める金額の範囲内において、払い込むべき収納金のうちから必要と認める現金を留めおくことができる。ただし、会計管理者があらかじめ歳計現金のうちから特に必要な額を渡して使用させるときは、この限りでない。」と規定している。

複写サービスのつり銭について監査したところ、次のような不適切な事務処理が確認された。

所管課は、複写機リースによる複写サービス開始当初、つり銭として留めおくべき収納金がないことから、職員親睦会費から3万円をつり銭用に立て替えて運用した。その後、利用者用複写機の利用料を適正に管理するため、令和6年1月に会計管理室と協議し、収納金のうちから3

万円をつり銭用に留めおくことにし、新年度当初の平日開庁日に留めおいた3万円を納付することとした。しかし、留めおいた3万円を年度当初に納付してしまうと複写機リースによる複写サービス開始2年目も開始当初と同様、つり銭として留めおくべき収納金がないことから、令和6年3月に作成した「利用者用コピー機売上運用マニュアル」に職員親睦会費3万円をつり銭用に立て替えて運用すると記載し、その後も運用している。

公金と私金を混同することは、公金の管理上不適切であるとともに、不正やトラブルにつながる恐れがあるため、厳に慎むべきである。

今後このような事務の執行が繰り返されないことがないよう必要な改善措置を講じられたい。

なお、会計管理者においては、規則第33条の規定により、収納金や歳計現金を本事例で利用できることを周知するとともに各職場からの相談に適宜応じ、また、上記と同様の取扱いが想定される職場についての情報収集や必要に応じた指導を行うなど、つり銭を必要とする職場に寄り添った支援を検討されたい。

〈中央図書館〉

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を口頭により指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し、返還又は追加支出のあったことを確認した。

ア 財務関係

(ア) 事案決定関係

- a 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈介護保険課〉

- b 事案決定区分が副区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの

〈住区推進課〉

- c 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈戸籍住民課、高齢者地域包括ケア推進課、地域文化課〉
(a～cの根拠) 足立区事案決定規程第3条

(イ) 調定関係

- a 随時の収入については、収入すべき原因の発生の都度直ちに調定しなければならないにもかかわらず、遅れて調定しているもの

〈選挙管理委員会事務局〉
(根拠) 足立区会計事務規則第22条、第23条
金銭会計事務の手引

(ウ) 契約関係

- a 委託契約において、仕様書で区への提出を定めている「業務計画書」「作業計画書」を提出させていないもの

〈住区推進課〉
(根拠) 契約約款(委託)第1条、委託契約仕様書

(エ) 物品関係

- a 5万円以上の物品について備品登録をしていないもの

〈住区推進課〉
(根拠) 足立区物品管理規則第14条、第24条

(オ) その他

- a 使用見込みが不十分な郵券を大量に購入し、翌年度へ繰り越しているもの

〈中央図書館〉
(根拠) 足立区予算事務規則第2条

イ 旅費関係

- (ア) 特別な理由なく、最も経済的な通常の経路以外の経路で旅費を支給しているもの

〈千住福祉課、納税課、戸籍住民課〉
(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(イ) 通勤にバスを利用し、定期券で通勤手当の認定を受けている者に、定期券利用可能区間の旅費を支出しているもの

〈戸籍住民課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条
旅費事務の手引

(ウ) 電車利用の場合、梅島駅から西新井駅間(0.8km)のみの旅費は支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈納税課〉

(根拠) 旅費事務の手引

(エ) IC運賃で通勤手当認定を受けている者について、通勤経路を越えて出張したが、出張先までの運賃と通勤経路の運賃との差額分を支給するところ、通勤経路外部分を新たに乗車した運賃で支給しているもの

〈鹿浜区民事務所〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(オ) 通勤に交通機関を利用し、IC運賃で認定を受けている者が、出張で通勤経路上の交通機関を利用する場合、通勤と合わせて1日2回以内の利用については運賃を旅費として支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈戸籍住民課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引

(カ) 営業距離が1km未満のバス利用の旅費は支給できないにもかかわらず、支給しているもの

〈住区推進課〉

(根拠) 旅費事務の手引

(キ) 旅行命令簿の旅行経路の誤入力等により、旅費を正しく支給していないもの

〈納税課、中部第二福祉課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

ウ 超過勤務手当関係

(ア) 超過勤務時間の誤入力により、超過勤務手当を正しく支給していないもの

＜中部第二福祉課＞

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第 19 条第 1 項

以 上

令和6年度 定期監査（第三期）対象・日程表

1 委員監査

月 日	曜日	部 局 名	監 査 対 象	監査会場
10月29日	火	区民部	① 高齢医療・年金課 ② 国民健康保険課	監査室
11月5日	火		① 課税課/定額減税給付金担当課 ② 戸籍住民課	
11月6日	水		① 特別収納対策課 ② 納税課	
11月7日	木	地域のちから推進部	① スポーツ振興課 ② 生涯学習支援課/3分野連携担当課	
11月8日	金		① 多様性社会推進課 ② 住区推進課	
11月18日	月		① 【区民事務所集合監査】 西新井・伊興・鹿浜・舎人区民事務所 ② 地域調整課/絆づくり担当課	
11月21日	木		① 中央図書館/図書館サービスデザイン担当課	現 地
11月22日	金	地域のちから推進部 福祉部	① 地域文化課 ② 親子支援課	監査室
11月28日	木	福祉部	① 介護保険課 ② 医療介護連携課	
11月29日	金		① 障がい福祉センター	現 地
12月2日	月		① 障がい福祉課 ② 障がい援護課/特命担当課	監査室
12月3日	火		① 福祉まるごと相談課 ② 高齢者地域包括ケア推進課	
12月4日	水		① 福祉管理課/生活・暮らし臨時給付金担当課	
12月9日	月		① 【足立福祉事務所集合監査】 生活支援推進課/高齢援護担当課/ 障がい者支援担当課/特命担当課/ 中部第一福祉課/中部第二福祉課/ 千住福祉課/東部福祉課/ 西部福祉課/北部福祉課	現 地

【部長監査】

※ 会計管理室及び選挙管理委員会事務局に対する委員監査は、部長監査と同時に実施しました。

月 日	曜日	監 査 対 象	監査会場
12月18日	水	① 会計管理室 ② 区民部	監査室
12月19日	木	① 福祉部 ② 選挙管理委員会事務局	
12月23日	月	① 地域のちから推進部	

2 事務監査

月 日	曜日	部 局 名	課 名・事業所名	監査会場
10月30日	水	区民部	戸籍住民課	1203会議室 (一部現地)
11月1日	金	区民部	納税課 特別収納対策課	1202 会議室
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	
11月5日	火	区民部	国民健康保険課	
11月6日	水		課税課/定額減税給付金担当課 高齢医療・年金課	
11月7日	木	地域のちから推進部	地域文化課	1202 会議室
			鹿浜いきいき館	現 地
11月8日	金		生涯学習支援課/ 3 分野連携担当課	1201 会議室
			郷土博物館	現 地
11月11日	月	地域のちから推進部	住区推進課	1201 会議室
		会計管理室	会計管理室	
11月12日	火	地域のちから推進部	西新井区民事務所 伊興区民事務所 鹿浜区民事務所	現 地
11月13日	水		スポーツ振興課	1202 会議室
			多様性社会推進課	現 地
11月15日	金		中央図書館/図書館サービスデザイン担当課 舎人区民事務所	現 地
11月18日	月		地域調整課/絆づくり担当課	1203 会議室
11月21日	木	福祉部	北部福祉課 障がい援護課北部援護係/北部援護調整担当係	現 地
11月22日	金		障がい福祉センター	
11月28日	木		千住福祉課 障がい援護課千住援護係/千住援護調整担当係	
11月29日	金		医療介護連携課/高齢援護担当課	1001 会議室
12月2日	月		生活支援推進課/障がい者支援担当課/特命担当課	現 地
12月3日	火		親子支援課 高齢者地域包括ケア推進課	1001 会議室
12月5日	木		中部第一福祉課 中部第二福祉課 福祉まるごと相談課	現 地
			西部福祉課 障がい援護課西部援護係/西部援護調整担当係	
12月9日	月		福祉管理課/生活・暮らし臨時給付金担当課	1201 会議室
12月10日	火		障がい福祉課 障がい援護課/特命担当課	
12月12日	木		東部福祉課 障がい援護課東部援護係/東部援護調整担当係	現 地
12月13日	金		介護保険課	1001 会議室

令和 6 年度 定期監査（第三期）旅費・手当等監査対象課一覧表

部 名	対象課名・事業所名
区民部	課税課
	定額減税給付金担当課
	納税課
	戸籍住民課
地域のちから推進部	住区推進課
	区民事務所 西新井・伊興・鹿浜・舎人
	鹿浜いきいき館
	中央図書館
	図書館サービスデザイン担当課
福祉部	福祉まるごと相談課
	生活・暮らし臨時給付金担当課
	障がい福祉センター
	生活支援推進課
	中部第二福祉課
	千住福祉課
	西部福祉課